

障 第 2 2 4 6 号

平成 2 9 年 1 0 月 3 日

指定障害児通所支援事業者 様

佐賀県健康福祉部障害福祉課長

(公 印 省 略)

指定障害児通所支援事業所の利用定員の遵守について (通知)

日頃より、本県の障害福祉行政の推進に御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 24 年 2 月 3 日厚生労働省令第 15 号)第 39 条 (放課後等デイサービスにおいては、第 71 条により準用)に、やむを得ない事情がある場合を除き、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて障害児通所支援の提供を行ってはならない旨、規定されています。(別紙参照)

今年度実施した実地指導等において恒常的に利用定員を超過している事業所が散見されており、やむを得ない事情とは、災害、虐待等の場合であって、保護者のニーズによるものは認められない取扱いとなっています。

ついては、各事業所におかれましては、利用定員を遵守し、適切な運営を行っていただきますようお願いいたします。

なお、不明な点がある場合は、当課施設担当に問い合わせください。

佐賀県健康福祉部障害福祉課施設担当

電話 : 0952-25-7064

FAX : 0952-25-7302

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年二月三日、厚生労働省令第十五号)

(定員の遵守)

第三十九条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(平二四厚労令一三二・一部改正)